

令和5年度 町村議会事務局長研修会

議会運営に関する事例研究

～初議会の運営&最近の問い合わせ事例から～

- 1 初議会の招集
- 2 初議会の議事運営
- 3 仮議長の選任方法
- 4 決議・動議の提出とその処理の方法
- 5 議案の撤回又は訂正

令和5年4月5日

熊本県町村議会議長会

本資料中、次の略称を用います。

法：地方自治法（昭和22年法律第67号）

公選法：公職選挙法（昭和25年法律100号）

会規：「標準」町村議会会議規則（全国町村議会議長会）

委条：「標準」町村議会委員会条例（全国町村議会議長会）

運基：町村議会の運営に関する基準（全国町村議会議長会）

行実：行政実例（総務省（旧自治省）によるもの）

【過去の研修会で取り上げた事例】

平成 30 年度

- 1 修正動議の提出方法とその取り扱い
- 2 農業委員会委員の任命同意案件の議決方法
- 3 発言の取り消し・訂正
- 4 工事請負契約に係る議決の要否
- 5 意見書の提出

平成 31 年度

- 1 初議会の招集
- 2 初議会の議事運営
- 3 付帯決議・組み替え動議の取り扱い
- 4 委員会で不採択となった請願の本会議における採決
- 5 議案の撤回又は訂正

令和 2 年度

- 1 選挙管理委員の選挙
- 2 災害発生時における定例会招集日の変更
- 3 休会の取り扱い
- 4 予算案の誤りについての事後補正
- 5 新型コロナウイルス対策に伴う一般質問と傍聴の取り扱い

令和 4 年度

- 1 議会運営委員会終了後に提出された議案の取り扱い
- 2 起立採決における可否同数の取り扱い
- 3 特別委員会の設置と終了の手続き
- 4 委員会傍聴の取り扱いと委員会記録閲覧の是非
- 5 議員の新型コロナウイルス感染と定例会への対応

※ 令和 3 年度は事例研究に代わり、「『町村議会実態調査』本会追加調査事項 調査結果の概要」を取り上げました。

1 初議会の招集

- (1) 一般選挙後初の臨時会（初議会）は、任期開始後、何日以内に開催すべきか。
- (2) 初議会において行う正副議長の選挙や委員の選任は、付議すべき事件として告示すべきか。
- (3) 町長及び議員の任期は、4月29日で満了となるが、一般選挙後、初の臨時会を5月8日招集する旨、4月26日に告示した。町長は、任期満了前に改選後の議会を招集したことになるが、その臨時会においてなされた議決は有効か。
- (4) 議員の任期満了日前に初議会の招集告示がなされたが、議員への招集通知は議長名で良いか。

解 説

(1) 一般選挙後初の臨時会（初議会）は、任期開始後、何日以内に開催すべきか。

法律等に特に定めはないが、議会が適法に活動するため、議会の内部構成を整え、長から議案が提案されれば、直ちに審議できる体制にしておく必要があるため、議会の開催に必要な準備が整い次第、早い時期に開かれることが望ましい。

全国町村議会議長会が定める「町村議会の運営に関する基準」では、「議員の一般選挙があったときは、任期起算日からおおむね 10 日以内に議会構成のための初議会が招集されるのが通例である。」とされている。（運基 3）

(2) 初議会において行う正副議長の選挙や委員の選任は、付議すべき事件として告示すべきか。

臨時会に付議される事件は、あらかじめ告示された事件に限るのが原則である。（法 102 ④）しかも、その告示は、原則として、町村は 3 日前までにしなければならない。（法 101 ⑦）

しかし、正副議長の選挙や辞職の許可、会議規則・委員会条例の制定改正、常任委員、議会運営委員の選任等議会の組織や構成に関する事項は、議会運営の基本的事項であるから、あらかじめ告示がなくても議題とすることができる。（行実 S32. 8. 20）

ただし、初議会においては、正副議長の選挙等を行うことが事前に明らかであるので、告示することが適当である。

(3) 町長及び議員の任期は、4 月 29 日で満了となるが、一般選挙後、初の臨時会を 5 月 8 日招集する旨、4 月 26 日に告示した。町長は、任期満了前に改選後の議会を招集したことになるが、その臨時会においてなされた議決は有効か。

議決は有効である。新議員の身分取得後、議会が開かれるものである限り、任期起算日前に招集告示をしてもさしつかえない。（行実 S30. 5. 4）

(4) 議員の任期満了日前に初議会の招集告示がなされたが、議員への招集通知は議長名で良いか。

招集通知（告知）は、議会の招集告示がなされたことを議員に周知する便宜的な措置であり、議長名で行うのが通例である。

事例の場合、議長の選挙等新しい議会構成を行う初議会であることから、事務局長名で通知されるのが通例である。行政事例は、事務局長名、年長議員名のいずれでもよいとしている。（行実 S30.5.13）

2 初議会の議事運営

(1) 初議会の議事日程はどうなるのか。

(2) 指名推選による議長選挙

- ① 議長選挙の方法を指名推選によった場合、指名者として決定した臨時議長が、自分を指名することは差し支えないか。
- ② 臨時議長が議長に当選した場合、当選の告知はどのようにするのか。
- ③ 当選承諾（就任の挨拶）は、どこで行ったらよいか。

(3) 投票による議長選挙

- ① どのようにして当選者が決定するか。
- ② 得票が同数の場合はどうするのか。
- ③ 同一の姓の議員が2人いるとき、姓のみの投票はどうなるか。
- ④ 氏名のほか議席番号を記載した投票は有効か。

(4) 欠席議員の議長当選

- ① 議長に当選した議員が初議会当日欠席の場合、どうするのか。
- ② その場合、副議長の選挙は誰が主宰するのか。

(5) 議長選挙において立候補等の意思表示を行うことができるか。

(6) 議長選挙の方法について、投票によるとの動議と指名推薦の動議が競合したときは、どちらを先決すべきか。

(7) 臨時議長も会議録に署名するのか。

(8) 初議会において、議案の審査を予定している場合、説明員の出席要求は議会事務局長が行ってよいか。

解 説

(1) 初議会の議事日程はどうなるのか。

(『議員必携』p.89)

〔例〕 議事日程（標規 21）

その 1（一般選挙後の初議会における場合）

令和〇年第〇回（〇月）〇〇町（村）議会定例会（臨時会）議事日程〔第 1 号〕

令和〇年〇月〇日（〇曜）午 〇時開議

第 1 仮議席の指定

第 2 議長の選挙

- (注) 1 一般選挙後の初議会の議事日程は、臨時議長が作成することになるが、この場合、臨時議長の職務とされている議長選挙までにとどめる。
- 2 新議長が決定したら、次の追加議事日程を作成する。

令和〇年第〇回（〇月）〇〇町（村）議会定例会（臨時会）追加議事日程

〔第 1 号の追加 1〕

令和〇年〇月〇日（〇曜）午 〇時開議

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 副議長の選挙

第 5 常任委員の選任

第 6 議会運営委員の選任

第 7 一部事務組合議会議員〇人の選挙

第 8 同意第〇号 監査委員の選任同意

- (注) 追加議事日程の日程番号は、「第 1」から記載する。

初議会では、当日議場に出席している議員のうちの最も年長の議員が、臨時議長として議長の職務を行う。(法 107)

初議会の臨時議長の役割は、議長選挙を終了するまでの間、臨時に議長の職務を行うもので、議長の選挙が終わると新しい議長と交代することになる。

開会から議長選挙までの間、議員が着席する議席、いわゆる仮議席の指定も臨時議長の職務であり、また、議長の選挙が難航した場合、必要に応じて会期の決定と延長もできるものとされている。(行実 S28.4.6)

議長選挙が終了し、議長は就任の挨拶を終えたら議長席に着き、まず議事日程の追加を行う。そして、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、副議長の選挙という順序で議事を進める。

議長に加え、副議長に就任した議員の議席もあらかじめ決まっている場合(議席番号の最後と最後から二番目など)は、副議長の選挙が終了した後、議席の指定を行う。

(2) 指名推選による議長選挙

- ① 議長選挙の方法を指名推選によった場合、指名者として決定した臨時議長が、自分を指名することは差し支えないか。

議長選挙の方法は、投票、あるいは指名推選による。

指名推選で当選人を決めるためには、①指名推選の方法によることに議員全員に異議がないこと、②指名の方法(誰が指名するか)に議員全員に異議がないこと、③指名者が指名した者を当選人とすることに議員全員に異議がないことの3つの要件を満たす必要がある。(行実 S28.6.24)

指名推選の方法により臨時議長が議長に当選することが予想される場合、①法的には差し支えないので、臨時議長自らが自分の名を会議に諮る、②事前の協議で年長の議員が議長に推選されることに内定した場合は、本人を議場外で待機させ、次の年長の議員が臨時議長の職務を行うようにする、③指名者と被指名者を議員からの動議により決定し、臨時議長の名前を推選してもらう(詳細は別紙のとおり)、という3通りの方法がある。

※ ③の詳細

○臨時議長（A） 日程第〇、「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議ないとき）

○臨時議長 「異議なし」と認めます。

（したがって）選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○臨時議長 次に指名の方法についてご協議願います。

（B議員が動議を提出）

○B議員 『動議を提出します。指名の方法については、C議員が指名されるよう提案します。』

（賛成）

○臨時議長 ただいまB議員から、C議員が指名されたいとの動議が提出され、動議は成立しました。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ないとき）

○臨時議長 「異議なし」と認めます。

よって、C議員が指名することに決定しました。

○臨時議長 それではC議員、ご指名願います。

○C議員 議長にA議員を指名します。

○臨時議長 お諮りします。

只今C議員が指名しました（私）Aを議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

② 臨時議長が議長に当選した場合、当選の告知はどのようにするのか。

臨時議長が議長に当選した場合の当選の告知について、会議規則 33 条 2 項では、「議長は、当選人にその旨を告知しなければならない。」と規定されているため、臨時議長以外の議員が新しく議長に当選した場合は、「只今、議長に当選された〇〇〇〇君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。」と口述するが、当選者が本人である場合には、臨時議長として、選挙結果の宣告の際「私が議長に当選しました」等の発言を行っているため、あえて告知の口述は必要ない。

③ 当選承諾（就任の挨拶）は、どこで行ったらよいか。

議長就任の挨拶をいずれの場所で行うかは、それぞれの議会の先例、慣例等によって判断してよい。

議長席で起立して発言すると、高い所から議員を見下す感じになって適当ではないとの考え方もあるが、議長席を離れて挨拶をすると、たとえわずかな時間でも議長席が空席になり、大事な議長の職務を執り得ない状態になるため、好ましくないという考え方もある。

（3）投票による議長選挙

① どのようにして当選者が決定するか。

議会において行う選挙では、公職選挙法 46 条 1 項及び 4 項（単記無記名）、47 条（点字投票）、48 条（代理投票）、68 条 1 項（無効投票）、95 条（法定得票数、得票数同数の場合のくじ）の規定が準用される。（法 118①）

議長が議場の閉鎖を命じ、出席議員数を報告した後、所定の投票用紙を職員が配ったら、各議員は単記無記名で議員の氏名を書いて、議長の指示に従って、順次投票箱に投票する。（公選法 46、会期 30）

投票が終われば、議長は、立会人の下で開票し、その結果を報告する。その報告は、投票総数、うち有効投票数、無効投票数、さらに有効投票を得票議員ごとに報告し、その最高得票者が有効投票数の 4 分の 1 以上（公選法 95）であるとき、当選が決定する。

臨時議長は、選挙の結果を議会に報告した後、当選人に議長当選の旨を口頭又は文書で告知しなければならない。(会規 33)

当選人は、その場で承諾・不承諾の意思表示をしなければならないが、通常、承諾の意思は、演壇、又は自席からの就任の挨拶で表明される。

当選人が当選の告知に対し承諾をしなかったときは、再選挙を行うことになる。

② 得票が同数の場合はどうするのか。

得票数が有効投票の4分の1以上で同数であるときは、くじで決定する。(公選法 95 ②) くじは2回引き、①くじを引く順番を決めるくじを引き、②これにより決定した順序によって当選人を決めるくじを引く。①のくじを引く順番は、議席順等が考えられる。

得票が同数の場合はくじで当選人を定めることが法定されているので、一方がくじを引くことを辞退し、くじによる決定が行われなければ、当選人を決定することができない。

議会の議員が半数ずつに分かれて対立しているとき、議長を選出した方は本会議の採決で少数になるので、議長を出すのを拒否することが考えられる。このため当選のくじを引いても当選を辞退する。当選を辞退しても他方を当選人とすることはできないので再選挙を行うことになるが、このような場合は再び同数になり、法的には当選人が当選を承諾するまで選挙を繰り返さざるを得ない。当選辞退は法的に認められているので、これを禁止することはできず、妥協を求めて話し合いを行うほかはない。

③ 同一の姓の議員が2人いるとき、姓のみの投票はどうなるか。

議会における選挙では、公選法 68 条の 2 の規定を準用しておらず (法 118)、票の按分はできないので、「何人を記載したかを確認し難いもの」(公選法 68①Ⅷ) に該当し、無効票となる。

④ 氏名のほか議席番号を記載した投票は有効か。

議長選挙の際に、氏名のほかに他事記載があった票の有効、無効の効力については、立会人の意見を聴いて議長が決定することになる。

議席番号を記載した票については、公選法 68 条 1 項 6 号の但し書きに「職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない」とあり、議席番号はこれらに「類」するものと解されること、議席番号の記載は氏名を補完するものであること等から、無効と解する必要はないとする考え方がある。

(4) 欠席議員の議長当選

① 議長に当選した議員が初議会当日欠席の場合、どうするのか。

選挙の結果、当選人が決定しても本人が就任を承諾しなければ当選は確定しない。本人の承諾は当然のことであるので、その前提として「当選人に当選の旨を告知」することとしている。(会規 33②)

議長選挙で欠席議員が当選人となった場合、電話等により速やかに承諾の有無を確認する必要がある。

※『議員必携』p.88…「当選人が議場にはない場合に告知は文書をもってする。」

『議事次第書・書式例』p.33 様式 16 「当選告知書」、「当選承諾書」

※『地方議会運営の実務』p.373…電話による告知、承諾は、一般的には可能であるが、承諾書の提出を求めることが望ましい。

欠席議員が議長選挙の前日、「仮に議長に選ばれたら就任する」旨を臨時議長に申し出ていた場合、当選承諾の意思表示とみなすことができるかということについては、当選の承諾の確認手続きは、①当選の事実が発生し、②これに基づき議長が当選した旨を告知し、③欠席議員が承諾の意思を表明することであるから、選挙前の就任の意思表示を承諾とみなすことはできない。

② その場合、副議長の選挙は誰が主宰するのか。

当選した議長が欠席であり、かつ電話等で当選承諾が得られた場合は、臨時議長が引き続き副議長の選挙を行う。議長の当選承諾が得られていない場合は、当選承諾を得てから、臨時議長が副議長の選挙を行うべきであり、その間、臨時議長の下で会期を定め休会とする。

(5) 議長選挙において立候補等の意思表示を行うことができるか。

議長選挙における公職選挙法の準用（法 118①）には、立候補に関する規定が含まれておらず、議長選挙に立候補制を採用することはできないが、全員協議会等において、議長就任への抱負や所信のような意思表示を行うことは差し支えない。

意思表示をしなかった議員が、最多数で法定得票数以上の票を獲得した場合は、本人が承諾すれば、その議員が当選人となる。

(6) 議長選挙の方法について、投票によるとの動議と指名推選の動議が競合したときは、どちらを先決すべきか。

動議が競合した場合、どちらを先決するかは議長が決めるが（会規 19）、先決の基準の一つに正規の手続きを重要視することがある。指名推選によるべしとの動議は手続きの簡略化した方法を用いることを主張するものであり、選挙は投票によるのが原則であるから、議長は投票によるべしとの動議から先決する必要がある。

(7) 臨時議長も会議録に署名するのか。

法 123 条 2 項により、会議録に署名しなければならない議長とは、議長及びその会議において議長の職務を行使した者（議長のほか副議長、仮議長、臨時議長）を指すので、臨時議長も署名しなければならない。この場合、議長との相違を明確にするため「臨時議長○○○〇」と署名することになる。

(8) 初議会において、議案の審査を予定している場合、説明員の出席要求は議会事務局長が行ってよいか。

法 121 条 1 項では、長等の執行機関は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないとされている。

議会事務局長が、法律上議長の権限を代理することはできないため、議長選挙が終わってから、新しく就任した議長の氏名で出席要求書を提出することとなる。

執行機関の入場のタイミングについては、各議会の慣例によるところが大きいが、議長選挙の段階から執行機関が議場に入場している場合は、事後的に出席要求書を提出して対応するほかはない。

3 仮議長の選任方法

定例会開会中、議長が急病のため欠席することとなり、副議長が議長職を行うこととなるが、次の本会議では副議長の一般質問が予定されている。

議長職を行う副議長が一般質問を行う間は、仮議長が議長職を行わなければならないと思うが、どのように選任したらよいのか。

解説

(1) 仮議長の選挙

事例のように、議長が欠席であり、かつ副議長が議員として一般質問を行う場合、議長及び副議長ともに事故があるときに該当し、法 106 条 2 項により、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせることとなる。

仮議長の選挙は、通常の議長選挙と同じく、指名推選あるいは投票により行う。議長、副議長ともに欠席の場合など、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時議長となり、仮議長の選挙を行う。(法 107 条)

議長あるいは副議長の片方が欠員であり、他方に事故がある場合は、正副議長がともに事故ある場合に該当しないので、仮議長を選挙することはできない。欠員である議長あるいは副議長を選挙することが先決であり、一時的にせよ、仮議長を選挙して他の議事運営をすべきではない。(行実 S25.6.26)

(2) 仮議長の選任委任

法 106 条 3 項では、議会は、仮議長の選任を議長に委任できるとしている。あらかじめ議長が、仮議長の選任を議長に委任願いたい旨を議会に諮り、了承されれば、議長限りで仮議長を選任することができる。

この選任は議長に事故があって、副議長が議長の職務を行っている場合でもできる。指名の時期はいつでもよく、指名の仕方により同一会期中を通じて仮議長となることも可能であるが、仮議長の性質上、必要の都度指名することが適当とされている。(行実 S22.5.29)

(3) 事例の検討

一般的には、副議長の一般質問が予定されている本会議の冒頭、仮議長の選任を副議長へ委任する議決を行い、その後、副議長から仮議長を指名し、副議長の一般質問の順番が回ってきた段階で、仮議長と交代する運営が考えられる。

4 決議・動議の提出とその処理の方法

今定例会に、議員から議長不信任決議、あるいは動議を提出する動きがある。提出された場合、具体的にどのように処理したらよいか。

解 説

(1) 決議・動議の定義

「決議」は、議会としての意思決定を求めて議員から提出される議案であり、会議規則に基づき、所定の賛成者とともに議長に提出される。(会規 14)

「動議」は、「議会の意思決定を求めて議員から提起される議案以外のものであって、案を備えることを必要としないもの」とされ、「一般的に会議の進行中に議員から、口頭又は文書で発議され、所定の賛成者があれば、成立し、会議で日程追加が了承されれば議題となり、議決されるもの」で、「原則としては口頭で行われるものであるが、修正の動議（会規 17）と懲罰の動議（会規 110）は、文書によらなければならない。」（『議員必携』 p. 146）

決議を提出する際の賛成者には提出者も含まれる。動議は「他に 1 人以上の賛成者」となっていることから、動議を提出した者の他に 1 人以上の賛成者がいなければ成立しない。(会規 16)

議長不信任や議員辞職勧告といったものは、法的効果を生じないとはいえ、議長や議員の身分に直接影響を与える重大な意思決定であることを考慮すると、案を備えず口頭で提出される動議は適当ではなく、決議で提出すべきものとする。

(2) 決議の提出時期とその対応

① 議会運営委員会開催前の提出

議長不信任決議が議運開催前に議長提出された場合は、他の議案と同様に、議運でその取り扱いを協議する。

また、当初から定例会の議事日程に掲げられ、審議されることとなる。審議の時期は、内容の重大性から鑑みて、なるべく早い時期が望ましいと考えられる。

② 議会運営委員会開催後から定例会開会前の提出

議長不信任決議が議運開催後、定例会開会前に提出された場合は、再度議運を開催し、その取り扱いを協議する。議事日程の関係は①と同様。

③ 定例会開会后、本会議中の提出

本会議中に、議長不信任決議を文書により提出する場合は、議長に提出し、正式に受け付けてもらう必要があるため、提出者は議長に対し会議の休憩を求める。その方法は、議長に対し要望等を行う、議事進行に関する発言（会規 57）で行う。この発言には、動議のように賛成者は必要ない。

「議長不信任決議を動議として提出する」など、決議と動議を混同する場合があるが、会議規則に基づき、所定の賛成者が連署した決議案があれば、休憩を求めて、それを議長に提出すればよく、動議を使って提出する必要はない。

休憩中、提出者は、議会事務局を通じて議長に対し決議案を提出し、議長は、様式等が整っているか確認のうえ、正式に受け付ける手続きを行う。その後、議運を開催し、その取り扱いについて協議する。

議運終了後、会議を再開し、提出された議長不信任決議について、日程に追加し、審議することについて、議会に諮る。

④ 定例会開会后、休会中の提出

定例会開会后、休会中に提出された場合は、再度議運を開催し、その取り扱いを協議する。議事日程の関係は①と同様。

(3) 議長不信任決議の効果

《野村稔（元・全国都道府県議会議長会議事調査部長）著『議会運営の実際』より抜粋》

仮に可決されても、事実上の決議であるため法的効果はなく、議長を辞職するかどうかは議長の自主的な判断による。

議長不信任決議が可決される時は、議長と過半数の議員とが対立状態にあるので、可決されても法的強制力がないことを理由に議長が辞職しない例が多く見られる。このため辞職をめぐる新たな対立を生むことになる。

議会の過半数の議員から支援されないようでは円満な議会運営をすることは期待できないので、事実上の決議であっても、それを無視することはできない。したがって、議長は決議案可決後直ちに、または一定の期間をおいて辞職するのが常道である。

議長不信任決議が可決されても議長が辞職しない場合、不信任は〇〇議長の下では議会の運営に協力できないというものなので、議員が辞職しない議長の下で議事に参加するのは矛盾した態度といえる。仮に審議に参加しなければ長提出議案は廃案になるので、長は必要により専決処分措置する。これは議会が自らの権限を放棄し、何らの批判監視もせず長に処理を任せることと同じである。

議員は自らの意思で議長を選挙したのだから、議長に対する不信任決議を軽々に提出すべきではない。特に法的効果が無いので、可決後、議長と議員の対立がさらに深くなった時は、これを解決する手段を見つけるのが困難となる。議長、議員共に良識ある対応が望まれる。

5 議案の撤回又は訂正

執行部から提案された議案の一部に誤りがあり、執行部が撤回又は訂正を求めた場合、議会はどのように対応すればよいか。

(1) 撤回・訂正の定義

議会に一旦提案された議案を何らかの理由で取り下げる場合が「撤回」であり、手直しをする場合が「訂正」である。

訂正は通常、修正の内容が簡単な場合に用いられる。修正の箇所が多数であったり、内容的な大幅な修正であったりするときは、訂正によらず撤回し、修正のうえ、再提出する方が議員にとって分かりやすい。

(2) 撤回・訂正の手続き

① 会議規則の規定

会議規則 20 条では、「会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。」とされている。また、同条 2 項において、「前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、請求しなければならない。」とされている。

※ 事件の撤回（訂正）請求書（『議事次第書・書式例』p. 69～70）

② 訂正と正誤

訂正についても許可が必要であるが、軽易な数字や字句の誤りについては、正誤表をもって処理してよい。

訂正とは案件の内容の変更であり、これにより、これまで賛成していた議員が反対に代わることも予想される。

これに対し、正誤とは単純な誤りを指し、印刷ミス、計算誤り、年号の誤り、「てにをは」の誤り等、誰が見ても誤りであることが明白であるもの、案件の実体的な内容変更でないものを言う。

③ 撤回後の再提出と一事不再議

撤回が許可されて撤回し、同一会期中に再提出されても、その事件についての可否を決定していない段階で撤回されたのであるから、「一事不再議の原則」（会規 15）には抵触しない。

(3) 撤回・訂正の時期とその対応

① 開会前

会期が始まる前においては、議会は法的な活動能力を有していないので、招集日以降でなければ議案を提出することはできず、開会前に議会や議員の手許にあるのは、議案と同じ内容の印刷物と解されている。

したがって、議会開会前には正式な議案は存在しないことから、それを撤回又は訂正するに当たっては、そもそも会議規則は適用されず、議会や議長の許可は必要ないと解される。しかし、既に各議員に「議案」が配布されているような状況であれば、それを撤回又は訂正する場合は、開会後に混乱を招かないような配慮が必要であろう。

② 開議後、議題となる前

また、開議後、会議の議題となる前に撤回の申出があり、議長が撤回を許可した場合は、既に配布されている議事日程のうち、その部分の日程は無用となることから、その部分の日程番号を欠番とする旨、報告することで足りる。会議録に記載する議事日程には、該当日程の部分を「削除」という表示をすれば足りる。（『地方議会運営の実務』p.332）

③ 委員会付託後

委員会付託後に請求があった場合は、次のように運用することが妥当とされている。

会期中の委員会で審査中の事件に対し、撤回又は訂正の請求があったときは、審査を中断し、撤回が許可されたときは当然に審査の要が無く、訂正が許可されたときは、訂正後の案件で審査を再開する。

閉会中の継続審査に付された事件については、次の議会でなければ許可を受けられないが、撤回の請求があるものについて審査を継続することは無意味であるので、議長から撤回請求があった旨の通知により審査を中断し、次の議会で撤回が認められなかった場合は、その会期中に審査をして結論出すか、あるいはさらに閉会中の継続審査をする。

訂正の請求があった場合については、請求が認められた場合と、認められない場合の二様の審査をする方法もあるが、提出者の意思を尊重するという観点に立って、訂正が許可されたものとして審査をしておき、次の議会で、許可された後に休憩時間等を利用して委員会を開き、正式結論を出して本会議に報告する。訂正の請求が許可されなかった場合は、その会期中に審査をして結論を出すか、さらに閉会中の継続審査にする。